

第 7 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る。

第2条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第1条（熊本県手数料条例別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る改正規定を除く。）並びに附則第2項、第5項、第6項、第8項及び第11項の規定 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下

「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日

(3) 第2条並びに附則第3項、第7項及び第9項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻栽培者及び大麻研究者に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)の前日までの間、改正法附則第6条の規定により行われる改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第61号に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)の前日までの間、改正法附則第7条の規定により行われる改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第61号に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

6 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。

58 大麻草採取栽培者免許申請手数料

59 大麻草採取栽培者登録変更手数料

60 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

7 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。

58 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料

59 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料

60 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第

6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 2号施行日の前日までの間、附則第4項の規定により徴収する手数料については、附則第6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

11 3号施行日の前日までの間、附則第5項の規定により徴収する手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

（提案理由）

大麻取締法（昭和23年法律第124号）等の一部改正に伴い、手数料の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。